

一般社団法人 日本炎症・再生医学会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条

本法人は、一般社団法人 日本炎症・再生医学会と称し、英文では、The Japanese Society of Inflammation and Regeneration と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条

本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条

本法人は、炎症学及び再生医学並びに関連諸学の発展を図ることを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 機関雑誌の発行
- 2) 学術集会の開催
- 3) その他本法人の事業目的を達成するために必要な事項

(公告の方法)

第4条

本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

第二章 会員

(入会)

第5条

次条に規定する本法人の会員となるべき資格を有する者は、必要事項を記載した本法人所定の申込用紙（もしくはオンラインより登録）に年会費、および評議員、名誉会員、功労会員いずれかの推薦状を添えて本法人事務局に提出することにより、本法人の会員となる。

- 2 会員は、本法人より学術情報を得て学術集会及び機関雑誌に研究成果を発表することができる。

(会員の種類)

第6条

本法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

本法人の目的に賛同する医学、歯学、薬学、獣医学その他の研究者及び医薬事業に係る企業並びに関連団体の関係者

(2) 功労会員

永く本法人の会員として本法人の発展に寄与した者で、理事会が推薦し、社員総会の承認を得た者

(3) 名誉会員

炎症・再生学の発展に特に功績があった者で、理事会が推薦し、社員総会の承認を得た者

(4) 賛助会員

本法人の事業に賛同し、所定の賛助会費を納入する団体及び個人

(会費)

第7条

会員は、社員総会の決議により定める所定の年会費を各事業年度の初めに納入するものとする。

- 2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 名誉会員及び第9条による休会中の会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第8条

会員は、予め退会の届出をして、退会することができる。

- 2 会員は、前項の場合のほか、次の事由により退会する。
 - 1) 会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
 - 2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - 3) 社員総会で除名の決議がなされたとき

(休会)

第9条

会員は、一時的に本法人の活動ができない場合は、申し出により最長で2年間休会することができる。

(除名)

第10条

会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において出席した社員の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議により除名することができる。

- 1) 本法人の定款又は規則に違反したとき
- 2) 本法人の名誉及び信用を著しく傷つけたとき

第三章 社員

(社員)

第11条

本法人には、一般会員の中から社員総会で選任された評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

2 社員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- 1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- 2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- 3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- 4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- 5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- 6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- 7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- 8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(社員名簿)

第12条

本法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(定年)

第13条

社員総会当日65歳以上の社員はその日をもって定年とする。ただし、前述に当てはまる第四章第15条の役員は役員の任期満了をもって定年とする。

(資格の喪失)

第14条

資格を喪失した会員が社員の場合、同時に社員の資格も喪失する。

第四章 役員

(役員)

第15条

本法人には、次の役員を置く。

理事 (Trustee) 3名以上 11名以内

監事 (Auditor) 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長 (President) とする。

(資格)

第16条

理事及び監事は、別に定める細則に従い社員総会において社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員の解任)

第17条

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(任期)

第18条

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事の再任は妨げないが、任期を継続するときは、連続4期までとする。

(理事及び理事会)

第19条

理事は、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 理事は、理事会 (Board of Trustee) を組織し、理事会は次の職務を行う。

- 1) 本法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 理事長の選定及び解職
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案に異議を述べた場合を除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事会の議事録署名人は、理事長、副理事長および出席監事とする。

(理事長)

第20条

理事長は、理事会において理事の過半数をもって選定し、法人法上の代表理事とする。

- 2 理事長の再任は妨げないが、任期を継続するときは、連続2期までとする。
- 3 理事長は、本法人を代表し、業務を掌握し、理事会、会員総会、社員総会を招集する。
- 4 理事長に事故のあるとき又は欠けたときは、副理事長もしくは理事会があらかじめ指名した理事が、その職務を代行する。
- 5 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 理事長は、収支予算及び決算、役員人事など主な業務について社員総会に報告しなければならない

(監事)

第21条

監事は、次に掲げる職務を行う。尚、監事は他の役員及び委員を兼ねることができない。

- 1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- 3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認められるときに意見を述べるができる。
- 4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告する。
- 5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- 6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。

7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(学術総会長)

第 22 条

学術総会長は、理事会の推薦により選出され、社員総会の承認を得るものとする。

2 学術総会長は、学術総会を主催する。

3 学術総会長の任期については、就任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(委員会)

第 23 条

本法人には、社員総会の承認を得て、委員会を置くことができる。委員は、理事長がこれを囑託する。

第五章 会議

(会議の種類)

第 24 条

本法人は、学術総会、会員総会、社員総会を開催する。

2 本法人の学術総会は、学術総会長が主催し、会員により構成される。

3 本法人の会員総会は、理事長が主催し、議長となり、会員により構成される。

4 本法人の社員総会は、第 11 条に規定される社員により構成され、法人法上の社員総会とする。

5 本法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(社員総会の招集及び議長)

第 25 条

社員総会は、理事長がこれを招集する。

2 社員総会の招集は、次の場合に行う。

1) 理事の過半数をもって招集を決定したとき

2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を理事に対して示して、社員総会の招集を請求したとき

- 3 社員総会の議長は、理事長がこれに当り、理事長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。

(社員総会の決議の方法)

第 26 条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員（委任状を含む）が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決議する。

(社員総会における議決権)

第 27 条

各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 28 条

社員は、他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の社員又は代理人は、この法人の承諾を得て、代理権を証する書面に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

第 29 条

社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の招集通知に記載された期間内にこの法人に提出する方法により議決権を行使することができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

- 2 社員は、この法人の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提供する方法により議決権を行使することができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

第六章 計算

(事業年度)

第 30 条

本法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(計算書類)

第 31 条

貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案については、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならず、事業報告書については、その内容を社員総会において報告しなければならない。

第七章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条

この定款を変更するには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数による決議によらなければならない。

(解散)

第 33 条

本法人は、法令の定めるところによるほか、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数による決議を経て解散することができる。

第八章 附則

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 34 条

本法人の設立時の社員及びその住所は、以下のとおりである。

住所略	竹内勤
住所略	川合眞一

(設立時役員)

第 35 条

本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	竹内勤、田中良哉、高柳広、岡野栄之、田賀哲也、石井優
設立時監事	川合眞一、田畑泰彦
設立時代表理事	竹内勤

(最初の事業年度)

第 36 条

本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成 31 年 4 月 30 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 37 条

この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

付記

2018年10月26日改訂

2020年7月7日改訂

2021年7月6日改訂

2022年7月5日改訂

2023年7月11日改訂